過去の指摘内容：居宅介護支援事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護

| 項目 | 問題点 | 指摘内容 |
| --- | --- | --- |
| 指定居宅介護支援の具体的取扱方針  ※（看護）小規模多機能型居宅介護（居宅サービス計画の作成）準用 | 居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）作成の一連の流れが適切でない。  例  ・サービス提供後にアセスメントを実施している。  ・サービス提供後にサービス担当者会議を開催している。 | ケアプランを作成する流れは原則下記のとおりであるため、前後しないように実施すること。  ①重要事項説明の同意を得る  ②アセスメントの実施  ③ケアプラン原案の作成  ④サービス担当者会議を開催し、ケアプラン原案について協議  ⑤利用者からケアプランの同意を得て、利用者及びサービス担当者に交付  ⑥サービス提供開始  ⑦月1回以上の訪問、モニタリング  ⑧ケアプランを修正する場合は②から⑦まで同じ流れで実施する  ※要介護等認定申請（新規、区分変更等）中で、結果が出るまで間にサービスを利用する場合、一連の流れで暫定ケアプランを作成する必要がある。 |
| 福祉用具貸与を受ける利用者に関して、サービス担当者会議において福祉用具を貸与する必要性を検証していない、検証した内容を記録していない。 | 福祉用具貸与を受ける利用者に関して、サービス担当者会議において福祉用具を貸与する必要性を検証し、サービス担当者会議の要点（第４表）に記録すること。 |
| 運営基準減算  運営基準減算 | 利用者及びサービス担当者へのケアプランの交付の記録がない。 | 利用者及びサービス担当者にケアプランを交付した年月日を支援経過記録（第５表）等に記録すること。 |
| ケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者から、個別サービス計画を受け取っていない。 | ・指定居宅サービス事業者に個別サービス計画の提出を求め、ケアプランと個別サービス計画の連動性や整合性について、必ず確認すること。  ・ケアプラン自体についてもサービス提供担当者に必ず交付すること。 |
| モニタリングの結果記録が確認できない。 | モニタリングの結果を記録していない状態が特段の事情を除いて、１月以上継続することのないように記録すること。 |
| 運営基準減算 | 運営基準減算対象の重要事項説明としてサービス提供開始前に利用者又はその家族に説明していない。 | サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、次の内容について文書を交付し説明すること。  ①利用者から介護支援専門員に対して、 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。  ②利用者から介護支援専門員に対して、居宅サービス原案に位置付けた指定居 宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。  ③前6月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅介護サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合  ④上記の居宅サービス計画について、サービスごとの回数のうちに同一の居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで） |
| 特定事業所集中減算 | 特定事業所集中減算計算書を作成していない。 | 計算書の提出を要しない場合であっても、計算書の作成自体は、全ての事業所が行い、保存すること。 |
| 計算方法が誤っている。 | 居宅介護支援事業所において判定期間（前6月間）に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」の提供総数のうち、最もその紹介件数の多い**法人**（以下「紹介率最高法人」という）単位で計算すること。 |
| 特定事業所加算  特定事業所加算 | 他の法人運営の居宅介護支援事業所と共同の事例検討会、研修会等の実施に関する計画について、いつ策定されたか等確認できない。 | 他の法人運営の居宅介護支援事業所と共同の事例検討会、研修会等の実施に関する計画は、前年度までに策定している必要があるため、策定した年月日を記載すること。 |
| 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催回数が不足している。 | ・職員の情報共有のために、おおむね週１回以上は行うこと。  ・開催されたことがわかるように、議事録等の記録を確実に行うこと。 |
| 入院時情報連携加算 | 入院時情報連携として病院に提供する内容が不足している。 | ・病院へ必要な情報（入院日、心身の助状況、生活環境、サービスの利用状況）を提供すること。  ・厚生労働省の様式を参考にすること。  厚労省HP：【介護職員・介護支援専門員】３．その他：入院時情報連携加算に係る様式例  <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054119.html> |
| FAXやメール等により情報提供を行った場合に、送信後の受取確認を行っていない。 | FAXやメール等により情報提供を行った場合には送信後の受取確認を行い、支援経過等に記録すること。 |